

ウ・5・0(有効期間：令和15年12月末)

(保存期間：令和6年3月末)

一般（施）第286号

令和5年12月28日

各 所 属 長 殿

山 形 県 警 察 本 部 長

山形県警察建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領の制定について(通達)

標記のことについては、別添のとおり制定し、令和5年12月28日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「山形県警察建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領の制定について」（平成25年3月26日付け一般（会）第94号）は、令和5年12月27日限り、無効とする。

記

1 趣旨

別記第1号様式及び別記第2号様式の年号を削除し、文言を整理するもの。

担当：施設係

別添

山形県警察建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領

(目的)

第1条 この要領は、山形県警察が発注する建設工事等の入札・契約事務に関し、職員が受ける不当な情報提供要求及び不当な働きかけへの対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、建設工事等の入札・契約事務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

なお、この要領は山形県県土整備部が制定した「建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領」に準ずる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 山形県警察職員定数条例（昭和32年3月県条例第23号）第1条に規定する職員をいう。
- (2) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る測量、設計、調査及びコンサルタントに関する業務をいう。
- (3) 不当な情報提供要求 建設工事等の入札・契約に係る次に掲げる情報のうち、公表前又は非公表のものの提供を職員に対して要求する行為をいう。
 - ア 一般競争入札の入札参加申込者の名称又は数
 - イ 指名競争入札の指名業者の名称又は数
 - ウ 予定価格（工事価格及び入札書比較価格を含む。）
 - エ 最低制限価格
 - オ 低入札価格調査制度における調査基準価格及び失格数値基準により算定した各経費の価格
 - カ 総合評価落札方式の落札者決定に係る技術点の内容等
 - キ その他入札・契約に関する秘密に属する情報
- (4) 不当な働きかけ 職員に対して建設工事等の入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不適当な行為を行うことを要求する行為をいう。
- (5) 不当な情報提供要求等 不当な情報提供要求及び不当な働きかけをいう。

(不当な情報提供要求等への対応)

第3条 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのあるものに対しては、回答してはならない。

2 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのあるものに対しては、可能な限り複数

の職員で対応するものとする。

- 3 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのあるものを受けたときは、相手方の業者名、氏名、住所、電話番号等の連絡先等を確認し、その者に対して「不当な情報提供要求等記録簿」（別記第1号様式。以下「記録簿」という。）を作成する旨及び当該記録簿は公表することがある旨並びに入札・契約事務の適正な執行を確保するため組織として対応する旨を告知するものとする。
- 4 職員が、他の職員が不当な情報提供要求等に関与している事実を知ったときは、上司に報告すること。

（記録及び報告等）

第4条 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのあるものを受けたときは、速やかに記録簿を作成し、所属長に報告しなければならない。

- 2 所属長は、前項の報告を受けたときは、公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の開催を求め、調査委員会は、不当な情報提供要求等又はその疑いのあるものについて審議する。その要求等を行った者が特定される場合に、調査委員会が不当な情報提供要求等に該当するおそれがあると判断した場合には、不当な情報提供要求等を行った者及びその代表者並びに不当な情報提供要求等を受けた者より事情聴取を行うものとする。
- 3 調査委員会は、前項の審議結果を別記第2号様式により、速やかに警察本部長に送付し、報告するものとする。
- 4 調査委員会は、第2項による事情聴取結果を審議し、不当な情報提供要求等に該当するか否かの判断を行い、当該判断を別記第2号様式により、速やかに警察本部長に報告するものとする。
- 5 調査委員会が不当な情報提供要求等に該当すると判断した場合には、警察本部長は、県土整備部長に通報するものとする。

警察本部長 殿

◇◇公正入札調査委員会長

不当な情報提供要求等に係る報告書について

標記について、〇〇〇〇の入札に関し、下記のとおりありましたので、別添資料のとおり報告します。

記

【当初報告例】

- 1 不当な情報提供要求等記録簿（写）
- 2 その他参考となる事項

【各段階の報告例】

- 1 事情聴取書（写）（様式は任意）
- 2 判断及びその理由（公正入札調査委員会の議事録（写）を添付）
- 3 その他参考となる事項